

原子力発電所の運営状況について

2024年4月4日
関西電力株式会社

当社の原子力発電所における運営状況について、以下のとおりお知らせします。

1. 運転状況について（2024年4月3日現在）

発電所		電気出力 (kW)	運 転 状 況	備 考
美浜 発電所	3号機	82.6万	運転中	
高浜 発電所	1号機	82.6万	運転中	
	2号機	82.6万	運転中	
	3号機	87.0万	運転中	
	4号機	87.0万	第25回 定期検査中 2023年12月16日～2024年5月下旬予定	
大飯 発電所	3号機	118.0万	第20回 定期検査中 2024年2月10日～2024年5月上旬予定	大飯発電所3号機における原子炉格納容器内での協力会社作業員の負傷について 詳細は3(2)のとおり
	4号機	118.0万	運転中	

<運転期間の延長に係る申請を実施中のプラント>（2024年4月3日現在）

発電所名	申請	申請日
高浜 3、4号機	運転期間延長認可申請（運転期間60年）※	2023.4.25
	保安規定変更認可申請（高経年化技術評価など）	2023.4.25

※現行の原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

2. 廃止措置の状況（2024年4月3日現在）

発電所名	廃止措置の状況
美浜1号機	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去作業中（2018.4.2～） ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中（2022.10.24～） ・第6回 定期事業者検査中（2024.3.19～2024.8月中旬予定）
美浜2号機	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去作業中（2018.3.12～） ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中（2022.10.24～） ・第6回 定期事業者検査中（2024.3.19～2024.8月中旬予定）
大飯1号機	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去作業中（2020.4.1～） ・第3回 定期事業者検査中（2024.1.4～2024.7月中旬予定）
大飯2号機	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去作業中（2020.4.1～） ・第3回 定期事業者検査中（2024.1.4～2024.7月中旬予定）

3. トラブル情報等について

(1) 法令に基づき国に報告する事象（安全協定の異常時報告事象にも該当する事象）なし

(2) 安全協定の異常時報告事象

発電所名	大飯発電所3号機	発生日	2024年2月27日
件名	大飯発電所3号機における原子炉格納容器内での協力会社作業員の負傷について 添付資料参照		
事象概要 および 対策等	<p>大飯発電所3号機（第20回定期検査中）の原子炉格納容器内において、2月27日に1次冷却材ポンプ^{※1}のシール部^{※2}（以下、シール部）の分解点検を行っていたところ、取外作業に従事していた作業員が、シール部と専用工具^{※3}の間に左手を挟み負傷しました。病院において、入院加療が必要と診断され、3月2日に退院しました。</p> <p>作業状況を確認した結果、原因は、専用工具の上昇操作中にシール部と専用工具が引っ掛かり、その状態で作業員がシール部に手を添えたところ、引っ掛かりが外れて専用工具が跳ね上がり、手を挟んだものと推定しました。</p> <p>対策として、シール部と専用工具が引っ掛かった場合は、シール部に触れたり、専用工具とシール部の間に手指を入れたりしないように注意するとともに、専用工具を下げ、引っ掛かりを解消した上で、状況確認を行うこと等を作業手順書に明記しました。また、当社社員および各協力会社に本事象の周知および注意喚起を行いました。</p> <p>※1 1次冷却材を蒸気発生器へ連続循環させるために用いるポンプ ※2 1次冷却材ポンプの主軸部から1次冷却材が漏えいすることを防止するための箇所 ※3 1次冷却材ポンプ本体からシール部を着脱するために電動で昇降させるアーム状の工具</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

(3) 保全品質情報等

なし

以上

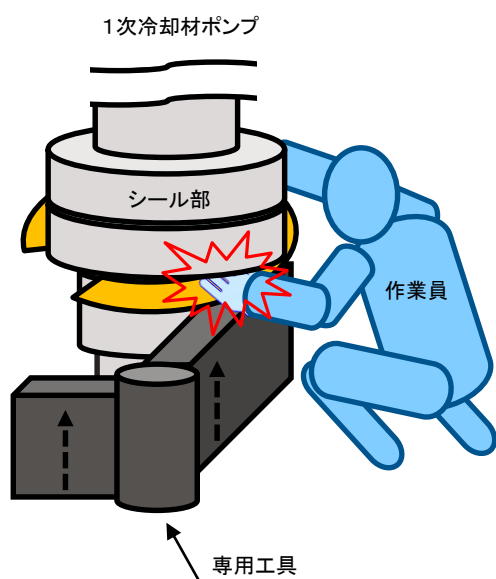
大飯発電所3号機における原子炉格納容器内の協力会社作業員の負傷について

現場状況図

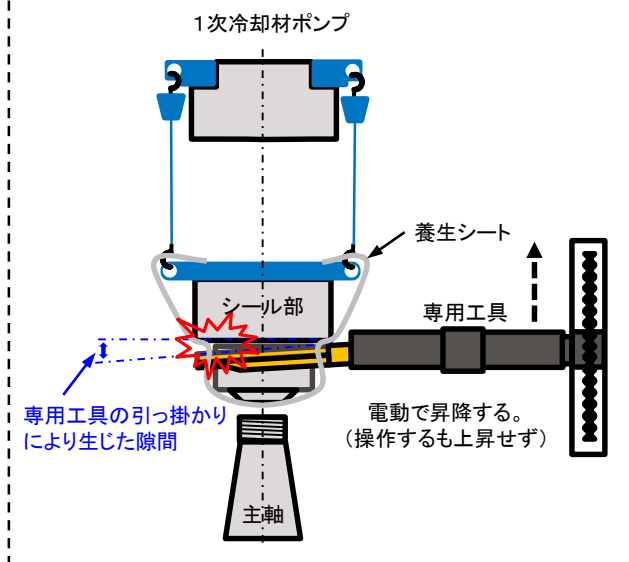
<発電所配置図>



<現場状況図>



(状況詳細図)



推定原因

- ・専用工具の上昇操作中にシール部と専用工具が引っ掛かり、その状態で作業員がシール部に手を添えたところ、引っ掛かりが外れて専用工具が跳ね上がり、手を挟んだものと推定しました。

対策

- ・シール部と専用工具が引っ掛かった場合は、シール部に触れたり、専用工具とシール部の間に手指を入れたりしないように注意するとともに、専用工具を下げ、引っ掛かりを解消した上で、状況確認を行うこと等を作業手順書に明記しました。
- ・当社社員および各協力会社に本事象の周知および注意喚起を行いました。